会長		担当理事		会計	

草保第　１２５１　号
令和３年１２月１３日

管内各郡市医師会長　様

埼玉県草加保健所長　長棟　美幸
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今夏の第５波では、保健所から陽性者への連絡に数日を要する事態となり、医療機関の皆様には、陽性者からの相談等の対応に御協力をいただきありがとうございました。

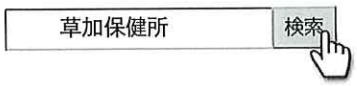
草加保健所では、先般、関係機関の皆様と第５波の振り返りを行うとともに第６波に向けた意見交換をさせていただきました。これを受け、新型コロナウイルス感染症対応について、あらためて下記のとおり御協力くださいますようお願いいたします。

お忙しいところ恐れ入りますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

１　受検者への案内配布及び、陽性告知者への相談等対応について

・令和３年８月31日事務連絡による「新型コロナウイルス感染症検査を受けた方へ～草加保健所からの御案内～」を引き続き配布くださるようお願いいたします。
（参考：別添）
※　草加保健所のホームページにも掲載しました。



https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0704/index.html

・自院で告知した陽性者、もしくはかかりつけ患者（陽性者）からの療養の相談、処方薬の相談、同居家族の検査等について、対応くださるようお願いいたします。

２　発生届の提出について

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS：ハーシス）による発生届提出に御理解、御協力をお願いいたします。
保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化を図るため、厚生労働省が開発したシステムです。FAX未着による収受漏れ、誤送信等を防ぐことができます。
※　システム利用の際は、医療機関ID付与のため、保健所へ御連絡ください。



・陽性告知患者に肺炎像等あり、早急な対応が必要な場合は、発生届に記載いただくとともに、保健所へ御一報くださるようお願いいたします。

※　平日（8:30～17:15）、保健所の代表番号（０４８－９２５－１５５１）が繋がりにくい場合、「０４８－９９９－５５１５」を御利用ください。

※　時間外は、県民サポートセンター「０５７０－７８３－７７００」（24時間対応）を御利用ください。

・医療機関の営業時間外（特に年末年始など休診が続く場合）に発生届を提出していただいた場合、確実に連絡が取れる番号を発生届に記載ください。記載内容を確認させていただくことがあります。（陽性者に連絡が取れない場合など）

３　感染拡大期の対応について

・保健所が業務ひっ迫時の体制に移行する際には、あらかじめ情報提供させていただきます。（発生届受理件数　約４０件/日　が目安）

・各医療機関におかれましては、特に保健所から当該陽性者へ連絡を行うまでの間について、陽性者への療養指導等について御協力くださるようお願いいたします。

担　　当　保健予防推進担当　鈴木、金井
電　　話　０４８－９２５－１５５１
Ｅメール　q2515514@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和３年８月３１日

管内各郡市医師会長　様

草加保健所長　長棟　美幸

「新型コロナウイルス感染症の検査を受けた方へ　～草加保健所からのご案内～」の配布について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生動向は、御存じのとおり急増しており、草加保健所管内においてもこれまでにない発生届を受理している状況です。

医療機関におかれましては、検査の結果、新型コロナウイルス感染症が陽性と判明した方へ、告知とともに住所地保健所から連絡が入る旨を伝えていただいているところです。

このたび、当保健所において別添のとおり「新型コロナウイルス感染症の検査を受けた方へ　～草加保健所からのご案内～」を作成いたしました。

各医療機関におかれましては、検査を受けた方へ配布くださるようお願いいたします。

また、検査の結果、陽性が判明した場合、保健所から連絡が入るまで時間を要することがありますので、引き続き服薬指導や療養指導をお願いいたします。

担　　当　保健予防推進担当　鈴木、金井
電　　話　０４８－９２５－１５５１
※時間外：~~保健緊急連絡センター~~
~~０４８－６６０－０２２２~~
Ｅメール　q2515514@pref.saitama.lg.jp

変更になっています。
県民サポートセンター
０５７０－７８３－７７００

新型コロナウイルス感染症の検査を受けた方へ
～草加保健所からのご案内～

検査結果が判明するまでは、自宅で待機しましょう。
同居家族がいる方は、家族とは部屋を分け接触しないようにしましょう。

今後の流れ

検査の結果陽性だった場合は、診療した医療機関から保健所へ発生届が提出されます。発生届が提出されると居住地の保健所から連絡が入ります。
新型コロナウイルス感染症の患者さんのための「自宅療養の手引き」をご覧になり、お待ちください。
(埼玉県 HP) https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/tebiki.html

自宅療養の手引きはこちら

保健所からの連絡（主なもの）

（１）陽性者のお名前や住所等間違いがないか確認します。
（２）症状と経過、基礎疾患、既往症の有無等についてお尋ねします。
（３）療養期間・消毒に関するご案内をします。
（４）（症状など必要により）入院・宿泊療養に関するご説明をします。
（５）同居のご家族等の外出自粛等についてご説明します。

※１　保健所代表番号以外、携帯番号からも連絡が入ります。
※２　保健所からの連絡は、陽性者の多い時期には日数を要する場合があります。
　　容態の急変等がありましたら至急保健所までご連絡ください。
※３　療養期間は症状により異なります。
　　[療養の目安] 発症から 10 日を経過し、かつ、症状軽快後 72 時間を経過していれば療養終了。症状が軽快していなければ延長。

療養開始に当たり、家庭内で気を付けていただきたいこと

- 部屋を分けましょう
- 陽性者のお世話はできるだけ限られた方で
- マスクをつけましょう
- こまめに手を洗いましょう
- 換気をしましょう
- 手で触れる共用部分を消毒しましょう
- 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう
- ゴミは密閉して捨てましょう
- ご家族、同居の方も不要不急の外出は避けてください

詳しくはこちら

(厚労省 HP) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf

埼玉県草加保健所　　電話　０４８－９２５－１５５１